

# せん てい き く ず 剪 定 枝 (木屑処理)

町では、ごみの減量化・資源の有効活用を推進するために、木屑処理機を導入しています。庭の植木剪定枝をチップ状や粉状に破砕します。家畜の敷き藁代用や果樹栽培での根の保温などに再利用できます。

剪定枝のうち、**キョウチクトウ、シキビ (コウバナ)、アセビ**を除きます。

## 持ち込むとき (自己搬入)

直径 18cm以内 (この内、親指大 (2 cm程度) 以上のものを木屑処理します。)

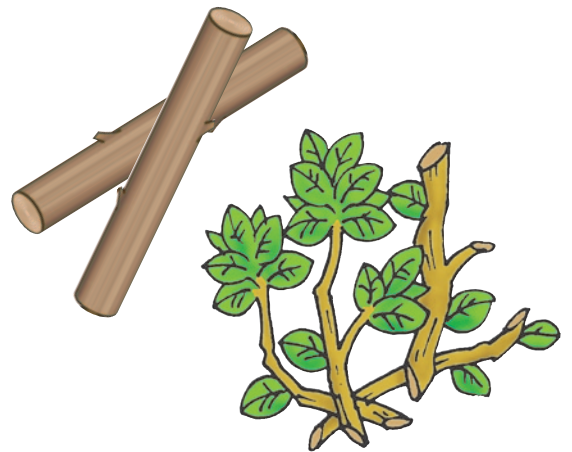
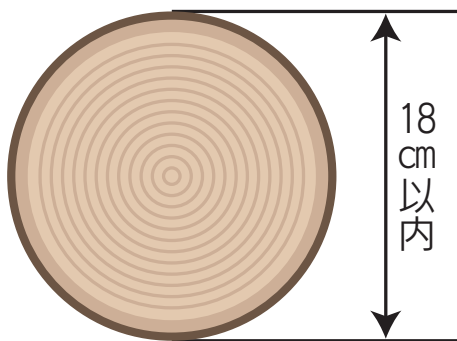
長さ 1 m以内 (曲がっているものはそこで切り分ける。)

※小枝が付いていてもよい。束ねなくてもよい。

※細い枝が混ざっていてもよい。

※18cm以上の丸太の搬入は受付できません。

※事業者が持ち込む場合は有料になります。



※木の枝の長さが、50cm以上のときは自己搬入

